

韓国の大統領弾劾審判へ

上席主任研究員 玉置 浩平

韓国現代史に残る未曾有の事態

12月3日深夜、韓国の尹錫悦（ヨン・ソンニョル）大統領が突如として非常戒厳を発令した。尹氏は国会で多数を握る革新系の野党が国政を麻痺させる「反国家勢力」であると断じ、その排除を戒厳の目的とした。韓国で最後に戒厳が発令されたのは1979年の朴正熙（パク・ジョンヒ）大統領暗殺事件後のことであり、1987年の民主化時に改正された現行憲法下では初めてだった。

発令直後から軍や警察が国会などに展開したが、国会は憲法の定めに従って戒厳解除要求決議を可決し、事態は速やかに収束した。大統領は国会から議員を排除するよう指示したが、現場指揮官は正統性を欠く命令を忠実に実行することはなかったとされる。ただ、戒厳発令のタイミングによっては国会封鎖が成功し、野党や市民との激しい衝突が発生していた可能性も否定できない。

与党は弾劾訴追案への対応で混乱、政府は大統領代行体制へ移行

韓国国内では戒厳直後から大統領の辞任や弾劾を求める声が挙がった。与党は当初、尹氏を当面大統領職に留めつつ「秩序ある退陣」を目指す方針を示したが、尹大統領の強硬路線や世論の反発を受け、党代表が弾劾賛成に転じるなど、足並みの乱れを露呈した。7日の弾劾訴追案の採決では与党議員の退席で投票が不成立となつたが、14日の2回目の採決では少なくとも12名の与党議員が賛成票を投じたとみられ、憲法上の要件である在籍議員の3分の2以上の賛成を得て弾劾訴追が決定された。これにより、尹大統領の職務は停止され、政権ナンバー2の韓惠洙（ハン・ドクス）国務総理（首相）が大統領代行を務める体制に移行した。

今後は憲法裁判所で180日以内の弾劾審判が行われ、尹氏の罷免が決まれば60日以内に大統領選挙が実施される。過去には革新系の盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領、保守系の朴槿恵（パク・クネ）大統領が弾劾訴追され、朴氏は実際に失職した。野党は大統領代行の国政運営への協力を表明したものの、政局は大統領選挙を見据えた不安定なものとならざるを得ないだろう。尹氏や政府高官は内乱罪などの容疑で訴追される可能性もあり、検察などが既に捜査に着手している。

国家元首である大統領を巡る混乱は外交へのダメージも大きい。日米などは要人の韓国訪問を相次いで見送った。同盟国にも「ディール」を仕掛けるトランプ次期政権への対応が遅れれば、貿易にも悪影響が及びかねない。日韓関係は尹大統領のリーダーシップによって大幅に改善したが、尹氏が退陣して野党候補が大統領に就けば、歴史問題などの懸案が再燃するおそれがある。

韓国政治は安定を取り戻せるか

戒厳発令は軍事政権の負の歴史や民主化運動の経験が国民的記憶として定着している現代の韓国社会では到底受け入れられない行動であり、国内外に衝撃を与えた。一方、その背景には近年激化する政治的分極化の影響があることは否定できず、尹氏個人の問題だけに還元することはできない。

また、韓国の大統領制は「帝王的大統領制」とも評され、大統領権限の在り方は政治的な論争の対象となってきた。軍事政権下で濫用された戒厳制度も、北朝鮮との休戦状態という特殊な状況下で温存されてきたが、今回の事態を受けて改憲論が加速する可能性もある。

成熟した民主主義国家としての対外的なイメージも傷ついた。実務的な協力は肅々と継続されるだろうが、近年取り沙汰されていたG7への参加など象徴的な取り組みには逆風だろう。

▽大韓民国憲法（抜粋）

第77条 ①大統領は戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態において、兵力をもって軍事上の必要性に応えたり公共の安寧秩序を維持する必要があるときは、法律の定めるところにより戒厳を宣布することができる。
②戒厳は非常戒厳と警備戒厳とする。
③非常戒厳が宣布されたときは、法律の定めるところにより令状制度、言論・出版・集会・結社の自由、政府や裁判所の権限に関する特別な措置をとることができる。
④戒厳令を宣布したときは、大統領は遅滞なく国会に通告しなければならない。
⑤国会が在籍議員の過半数の賛成で戒厳の解除を要求したときは、大統領はこれを解除しなければならない。

（出所）韓国法令DBを基に丸紅経済研究所翻訳

▽非常戒厳を巡るこれまでの経緯

12月3日	尹大統領が非常戒厳の発令を宣言（22時半頃）
	戒厳司令部が政治活動の禁止などを発表（23時）
4日	非常戒厳解除要求決議案が国会で可決（1時頃）
	尹大統領が非常戒厳解除を発表（4時半頃）
6日	検察が特別捜査本部を設置
7日	尹大統領が談話で混乱を謝罪
	大統領弾劾訴追案が国会で投票不成立（与党退席）
12日	尹大統領が談話で辞任を否定
14日	大統領弾劾訴追案が国会で可決、大統領職務停止

（注）現地時間（日本と時差なし）

（出所）各種報道を基に丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

玉置 浩平 (Kohei Tamaoki)

TAMAOKI-K@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：地政学リスク、経済安全保障、産業・通商政策、デジタル・サイバー

外務省入省後、朝鮮半島、宇宙・海洋安全保障、国際原子力協力などに関する外交政策の企画・立案に従事。在大韓民国日本国大使館では、北朝鮮情勢や韓国政治・外交に関する情報収集・分析を担当。2021年から丸紅経済研究所にて地政学リスクや経済安全保障などに関する調査研究を行うほか、丸紅グループの政策渉外業務にも関与。東京大学法学部卒業、タツツ大学フレッチャースクールLL.M.修了（国際法修士）。米国ジャーマン・マーシャル財団 Young Strategists Forum 2023 コーホート。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。